③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

㋐　管理技術者は次のいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ｂ　技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。

ｃ　技術士（建設部門）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、７年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に４年以上従事している者。

ｄ　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）

ｅ　（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者

ｆ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者※（技術士部門と同様の部門に限る。）

ｇ　１級土木施工管理技士

※詳細は入札説明書による。

㋑　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成20年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）とする。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により業務の一時中止等を行ったことにより完了しない業務については評価の対象とする。当該業務の一時中止措置を執られたことが分かる資料を参考として添付すること。

また、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

ａ　土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む。）

ｂ　公物管理補助業務（類する業務を含む。）

ｃ　ＣＭ業務

ｄ　ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務

ｅ　土木設計における概略・予備・詳細設計業務

ｆ　土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

㋒　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書等を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。参加表明書等の提案内容に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、第二次審査資料の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに入札の辞退を行うこと。また、落札者決定までの期間においては、直ちにその旨を３⑴の担当部局に通知すること。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

㋓　工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書等の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

④　上記②、③㋑の実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年９月５日付け国官技第142号、平成20年９月26日付け国官技第126号並びに平成23年３月28日付け国官技第361号、平成30年１月４日付け国官技第187号にて改正）又は「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港事業を除く。）業務委託等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③の要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の①及び②の要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を、補修業務のみを実施する者は次の③の要件を満たせば良いものとする。また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　沖縄総合事務局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。なお、開札の時までに、上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

②　平成25年度以降に完了した、国又は地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有すること。

③　沖縄総合事務局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」又は「維持修繕」に認定されている者であること。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けている、又は申請中であること。なお、開札の時までに、上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

３　入札手続き等

⑴　担当部局　内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係

住所：〒900―0006 那覇市おもろまち２丁目１番１号那覇第２地方合同庁舎２号館

ＴＥＬ：098―866―0031（代表）（内線）2526、2527

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和５年11月20日から令和６年１月15日までの「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第31号）第１条１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日９時00分から17時00分まで。

交付場所及び方法：上記⑴で書面により交付するので、あらかじめ連絡すること。記録媒体（ＣＤ－Ｒ）を⑴に持参すること。

⑶　第一次審査資料の受付

提出期間：令和５年11月21日から令和５年12月12日までの休日を除く毎日９時00分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所：⑴の担当部局

提出方法：データを記録したＣＤ－Ｒを、持参又は郵送（書留郵便に限る。期限までに必着。）すること。電送による提出は認めない。

⑷　入札書及び第二次審査資料の提出

提出期間：令和６年１月５日から令和６年１月15日までの休日を除く毎日９時00分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所：⑴の担当部局

提出方法：入札書は紙、第二次審査資料はデータを記録したＣＤ－Ｒを、持参又は郵送（書留郵便に限る。期限までに必着。）すること。電送による提出は認めない。

⑸　開札

日時：令和６年３月８日11時00分（予定）

場所：〒900―0006 那覇市おもろまち２丁目１番１号那覇第２地方合同庁舎２号館 沖縄総合事務局管理課入札室

４　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は入札書及び本事業に関する第二次審査資料をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、以下の⑵によって得られる内容点と価格点の合計（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。